

保険料の6〜8割に課税 節税保険めぐり国税庁方針

税金を抑えられるとして
企業経営者らに人気だった
「節税保険」について、国
税庁は10日、新たな課税ル
ールを示した。多くの商品
で保険料の全額が課税対象
外となる現状を改め、6〜
8割ほどを課税対象とする
方針。ブームになっていた
「節税」が売りの保険の開
発競争は沈静化しそうだ。

新たな税務上の扱いを定
めたルール案を生命保険各
社に10日伝えた。今後契約
する保険に適用され、過去
の契約分の扱いは見直さな
い。国税庁は新ルールをつ
くる方針を2月に示してお
り、大半の生保はすでに節
税保険の販売をやめてい
る。

節税保険は、経営者の死
亡に備え、会社が保険料を
払う定期保険。高額な保険
料を全額経費扱い(損金算
入)にでき、利益を圧縮し
て課税対象額を抑えられ
る。さらに、保険を中途解
約すると保険料の多くが返
戻金となって手元に戻ると

して、生保各社が「節税」
効果を強調して売ってき
た。

新ルール案は、支払った
保険料に対する返戻金の割
合(返戻率)に応じてわけ

た。例えば、節税保険でも
っとも多い返戻率70〜85%
の保険は、損金算入できる
のは保険料の4割のみと
し、残る6割を課税対象
に。返戻率85%超の保険だ

と、払った保険料の8割以
上が課税対象になる場合も
生まれ、「節税」の利点は
大きく落ちそうだ。国税庁
は11日にも新ルール案を公
表し、一般から意見を募っ
て最終的に決める。

節税保険は、日本生命保
険が2017年に発売した
「プラチナフェニックス」
のヒットを機に、1兆円規
模の市場に広がっていた。
(新宅あゆみ、柴田秀並)